

## ◇取扱い変更のお知らせ

事業計画変更等に伴う車両指定書(事業用自動車等連絡書)の発行について

現在、事業用貨物自動車に関する事業計画変更等に伴う車両移動については、当該車両の登録・廃車時において事業計画変更等に伴う車両指定書を発行しています。

今般、それを見直し貨物自動車運送事業の事業計画変更事前届出書、(いわゆる増車・減車の届出)時に事業用自動車等連絡書を発行することにより受付業務を一元化することで業務の効率化を図ると共に、従来申請者が2度に渡り輸送担当窓口への来庁を1度で済ますことで負担の軽減となること、また窓口の混雑の緩和に繋がることを目的としています。

### 【提出書類】

#### 事業用自動車を増車する場合

貨物自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書〔2部〕  
" 事業計画変更事前届出書〔三重県トラック協会書式は3部〕

事業用自動車等連絡書〔1部〕

手数料納付書〔1部〕— 自動車車庫の保管場所の証明のための書類

#### 事業用自動車を減車する場合

貨物自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書〔2部〕  
" 事業計画変更事前届出書〔三重県トラック協会書式は3部〕

手数料納付書〔1部〕— 三重で当日、抹消・名義変更・番号変更する場合

事業用自動車等連絡書〔1部〕— 後日処理する場合 県外へ転出する場合

平成24年2月1日